

随意契約理由書

件名	ボトルドウォーター充填業務
契約の相手方	鈴木鉱泉株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は制限付き一般競争入札を付したが応札が無く不調打ち切りとなった。ボトルドウォーターの採水については貯水量の関係から採水時期が限られており、早急に採水に取り掛からなければ本年度の採水ができなくなってしまう。契約相手方の選定にあたり、昨年度の本業務の請負事業者(上記の請負人)へ打診したところ、合意に至った。</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記請負人と随意契約し、速やかに業務着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局経営企画課 (電話番号 078-381-7443)